

第41回宮城県産業振興審議会

日 時 平31年1月16日（水）

午後3時から5時まで

場 所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

第41回宮城県産業振興審議会 議事録

1 開会

■富県宮城推進室 狩野副参事

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻でございます。ただ今から、第41回宮城県産業振興審議会を開会いたします。

2 あいさつ

■富県宮城推進室 狩野副参事

開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部長の吉田より御挨拶を申し上げます。

■経済商工観光部 吉田部長

宮城県経済商工観光部長の吉田でございます。本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の産業の振興、そして、富県戦略に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて心から御礼を申し上げます。

富県戦略について少し申し上げますと、直近の製造品出荷額は、宮城県の場合、4.1兆円ということで、過去最高になっているところでございます。また、これまでに企業誘致によりまして、1.3万人の新たな雇用を創出したというところでございます。また、イノベーション関係で申し上げますと、東北大学のキャンパスに次世代放射光という世界最高水準の施設整備が決定したということでございますし、また、観光交流面で申し上げますと、インバウンドでございますが、宮城県はだいぶ盛り返してきてございまして、昨年1月から10月までの実績値で、30万人泊まで届きまして、これは伸び率で申し上げますと全国第2位、そして数字で申し上げますと、30万人泊というのは、全国27位まで盛り返してきたというような状況でございます。

さて、本審議会でございますけれど、昨年度は「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の見直し、そして、「第4期みやぎ観光戦略プラン」の策定について、3回の審議を経て、12月に答申をいただきまして、今年度から新たな計画で施策を展開しているという状況でございます。委員の皆様からは、これまでの度重なる御審議を通して、貴重な御意見を数多く頂戴いたしました。改めまして、皆様の御尽力に感謝を申し上げる次第でございます。

本日は諮問案件はございませんが、4件の報告事項がございます。

1件目は、「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」について、でございます。本計画につきましては、平成27年に条例が制定されまして、この条例に基づき、平成28年3月に計画が策定されたものでございます。計画期間が平成30年度までとなっておりますので、今年度が改訂の時期でございます。次期計画の策定に当たって、委員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。中小企業、大きく見ますと宮城県は、99%の皆様が中小企業ということでございますし、中小企業政策は945億円の決算規模になっているところでございます。後ほど、詳しく御説明を申し上げます。

2件目、「外国人材の受入・活用」について、でございます。改正入管法が昨年の臨時国会で成立をいたしました。この4月から施行されるわけでございます。本県でも、多くの業種で人手不足が深刻化し

ておりまして、国の動向なども踏まえつつ、体制整備を図っていく必要があると考えてございます。

本日は、委員の皆様には現状を御報告させていただくとともに、外国人の受入・活用に関して、御意見・御助言をお願いしたいと考えているところでございます。ちなみに、外国人の労働者数は、宮城県は9,300人でございます。今回の法律改正によって、5年後には、単純に算数的に計算すると、2,500人から3,500人ぐらい増えるのではないかとということになります。雇用対策としてだけではなく、プロフェッショナルな人材の配置など、攻めの雇用政策としての考え方も大事にし、経営資源を強化していただく、こういった観点を入れながら施策を実施してまいりたいと考えているところでございます。

3件目は、「宮城県観光振興財源検討会議」について、でございます。県では、継続した観光施策を実施するための財源の在り方を検討するために、昨年10月に宮城県観光振興財源検討会議を立ち上げまして、第1回目の検討を行ったところですが、本審議会の委員の皆様とも情報共有を図りたいと考えまして、御報告をさせていただくというものでございます。

4件目ですが、「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」についてでございます。県では、平成19年に条例を制定・施行し、条例に基づきまして、「多文化共生社会推進計画」を策定しているところでございます。今年度が、改訂のタイミングとなっております。本計画案につきましては、既に「宮城県多文化共生社会推進審議会」におきまして審議を重ねていただき、1月11日に答申をいただいたところでございます。本日は、その内容について、御報告をさせていただきたいというものでございます。

本日の審議会では、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

■富県宮城推進室 狩野副参事

本審議会の定足数につきましては、半数以上となっておりますが、本日は、委員20名に対しまして、18名の委員の方に御出席をいただいております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、岡田秀二委員、水野暢大委員の2名の委員から、所用のため、本日は御欠席との報告をいただいております。

本日は、諮問事項はございませんが、次第3に書いてございますとおり、報告事項4件を予定しております。配布資料でございますが、お手元に次第、出席者名簿、資料1の1から資料1の4、資料2、資料3、資料4及びこれに付随する参考資料を1枚配布しております。御確認いただきまして、資料の不足等がありましたら、お近くの職員にお申しつけください。また、発言される際には、職員がマイクをお持ちしますので、マイクを使用して御発言をお願いいたします。

それでは、次第3の報告に移らせていただきます。会議につきましては、産業振興審議会条例第5条の規定に基づき、会長が議長となって進行を進めることとなっておりますので、ここからの進行は、内田会長にお願いしたいと思います。内田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

■内田会長

皆様、いつも大変有意義な御議論をいただきまして、ありがとうございます。本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 報告

■内田会長

まずは、議事に入る前に確認をいたしますが、情報公開条例第19条の規定によりまして、会議は原則公開するとされております。つきまして、本審議会では、平成12年度の第1回の会議において「公開する」と決定しておりますので、公開として進めさせていただきます。

(1)「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第二期）」（案）について

■内田会長

それでは、次第に従いまして、進めてまいります。報告の(1)「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第二期）」（案）についてです。はじめに、事務局から御説明をお願いします。

■中小企業支援室 江間室長

中小企業支援室長の江間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

宮城県では、平成27年度の「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」の制定を受けまして、平成28年3月に「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」を策定しております。平成28年度から平成30年度までの3年間は計画期間となっております。今年度がその計画期間の最終年ということになります。そのため、昨年度事業の実施状況について、関係機関からの御意見等を伺いながら検証を実施しますとともに、現在、改訂の作業を進めているところでございます。

まず、資料1の1を御覧いただきたいと思っております。この資料は、昨年度の事業の実施状況をまとめたものでございまして、9月の県議会において報告した内容となっております。「1 基本計画の概要」でございまして、先ほど御説明したとおりでございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。「2 施策の実施状況」でございまして、全体像としまして、事業数、それから事業費について記載させていただいております。事業数は全体で196事業、事業費は約944億6千万円となっております。また、「3 重点的な取組」につきましては、本計画において重点的に取り組む5つの項目を掲げております。また、その下には、全ての施策を考える上で基本となる7つの着眼点を記載してございまして、施策の実施に当たっては、この重点的な取組と7つの着眼点を意識しながら進めることとしております。

次に、「4 各施策の主な実績」について、御説明いたします。施策1の「経営の革新等」でございまして、小規模事業者の販路開拓や経営革新を図るため、「小規模事業者伴走型支援体制強化事業」により、商工会・商工会議所の取組を支援しております。平成28年度に事業を開始して以来、実績は年々増加基調となっております。昨年度はセミナーを56回、それから、小規模事業者の方、個々の個別指導を289回実施しております。なお、ここに記載はしてございませんが、今年度の個別指導に関しましては、12月末現在で480回となっております。このほか、産業技術総合センターによる技術支援のほか、昨年度から新たに、大都市圏在住者に向けた創業情報提供や市町村の担当者によるネットワーク構築を行う事業にも取り組んでおります。

施策2でございまして、「国内外における販路の開拓及び受注機会の確保」では、県内企業の商品開発や販路開拓を支援しております。特に、「商談会開催支援事業」では、商工会議所連合会が実施する「伊達な商談会」の開催を支援しています。通常の商談会における商談成約率は5%程度と言われておりま

すが、この「伊達な商談会」においては、専門家による事前・事後の指導によりまして、約20%という高い商談成約率を上げております。このほか、海外販路の開拓に向けまして、新たにベトナムの現地レストランにおける宮城県食材を使用したメニューの提供などを実施いたしました。

施策5の「人材の育成・確保、雇用環境の整備」でございますが、ものづくり人材の確保のため、企業の認知度向上や高校生等の就職支援に取り組んだほか、「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」では、攻めの経営を目指す中小企業に対して、専門的人材の採用を支援し、全国3位の実績となる103件という実績につながりました。また、県立高校に15名の連携コーディネーターを配置しまして、卒業生の職場定着率向上を図ったほか、事業所内保育施設の設置により、働きやすい職場づくりを支援しております。さらに、資料には記載してごまませんが、今年度から新たにものづくり企業コーディネーターという専門の方を4名、みやぎ工業会や地方振興事務所に配置しまして、企業と学校の間の情報共有の強化により、雇用のミスマッチの解消に努めているところでございます。

資料の右側を御覧ください。施策7の「商業の振興等」でございますが、空き店舗等を活用した事業創出に取り組む団体を支援したほか、施設や設備の復旧、それから、少子高齢化・人口減少等の問題に対応するための事業を行う商工団体等を支援することにより、被災した中小事業者や商店街の復興を支援しております。なお、平成29年10月時点で、仮設店舗から本設店舗へ移行した事業者は、267者となっております。

続きまして、施策8の「地域資源の活用等」でございますが、県産食材のブランド化や県として初めてとなります冬の観光キャンペーンの実施、外国人観光客の誘客推進のため、東北観光推進機構と連携したプロモーションを実施いたしました。

施策9の「事業承継の支援」につきましては、「宮城県事業承継ネットワーク」の立ち上げを支援し、事業承継診断を963件実施したほか、みやぎ産業振興機構が設置する「宮城県事業引継支援センター」と連携しまして、無料相談やセミナーを実施するなど、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援しております。

最後に、施策10でございますが、「災害発生後における支援」につきましては、震災からの復旧に向けまして、グループ補助金や県単補助金による施設・設備の復旧を支援したほか、被災求職者を対象とした「緊急雇用創出事業」により、平成23年度からの累計で、8万6,507人の雇用を創出しております。また、震災からの回復が遅れている水産加工業について、事業者の課題の解決に向けた伴走型支援に取り組みました。

続きまして、資料の一番下でございます「5 関係機関の意見」を御覧いただきたいと思います。施策の実施状況の確認と検証に当たりまして、関係機関からのヒアリング結果等について、主な意見をまとめてございます。はじめに、震災からの復旧・復興には時間を要する状況であり、引き続き、事業者寄り沿ったきめ細かな伴走型支援が必要であると御意見がありました。また、全県的な課題である人手不足のほか、事業承継や創業支援、販路回復・開拓等に関する意見も多くいただいております。人手不足につきましては、企業努力だけではなく、地域全体を見据えた施策のほか、職場環境の改善や生産性向上に向けた支援を求める意見が聞かれました。さらに、事業承継については、意識醸成のための周知の強化や、事業承継税制の活用、宮城県事業承継ネットワークとの連携を期待する意見がございました。また、創業・第二創業につきましては、創業後のフォローアップの充実が必要であるといった御意見をいただいたところでございます。

続きまして、資料1-2、「宮城県中小企業・小規模事業者基本計画（第二期）の骨子について【概要版】」を御覧いただきたいと思います。この資料は、第一期基本計画の検証を踏まえまして、第二期計画の方向性をまとめたものでございまして、11月の県議会において報告した内容となっております。資料の左側につきましては、「第一期基本計画」についてでございますので、説明については省略させていただきます。

資料の右側「第二期基本計画」のうち、「第一期基本計画の検証」の欄を御覧いただきたいと思います。はじめの「第一期基本計画の評価」の方でございますけれども、商工会・商工会議所など、支援機関との意見交換を通じて、中小企業・小規模事業者の現状を把握するとともに、現場の意見を県の支援施策に反映させるという仕組みが構築されたことは大きな成果でございまして、各種の支援施策は概ね効果的に活用されているものと考えております。

その一方で、「支援機関等の意見聴取を踏まえた現状と課題」の欄を御覧いただきますと、事業者や支援機関の方々からは、先ほど御説明したように、人口減少や求人・求職のミスマッチ等による人手不足への対応、経営者の高齢化や後継者不足による休廃業を防ぐための事業承継の促進、地域経済の活性化を図るための新たな創業・第二創業の促進などが喫緊の課題であるとの御意見を多くいただいております。

そうしたことから、その下の「第二期計画の方向性」を御覧いただきたいと思います。いただいた御意見や第一期計画の検証を踏まえまして、第二期の基本計画では、「伴走型による切れ目のない一貫した支援」を強化していくとともに、「雇用確保に向けた幅広い支援」、「事業承継対策への集中的な支援」、「地域経済活性化のための創業・第二創業の促進に向けた支援」といった点に留意した施策を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、資料1-3、「宮城県中小企業・小規模事業者基本計画(第二期)案について（概要版）」を御覧いただきたいと思います。この資料には、ただいま御説明いたしました方向性のもと、中小企業・小規模事業者の振興を図るための具体的な施策と主な取組について記載をさせていただいております。

Ⅱの3「重点的な取組」を御覧いただきたいと思います。第一期計画の検証及び関係機関からの御意見等を踏まえまして、第二期計画では、(1)から(6)までの6つの重点的な取組を掲げております。このうち、(2)の「雇用確保に向けた幅広い支援」と(4)の「地域活性化のための創業・第二創業の促進に向けた支援」については、今回新たに追加された項目となっております。

次に、Ⅲ「具体的な施策と取組」を御覧いただきたいと思います。施策①から施策⑩に関しまして、それぞれ具体的に取り組む内容のうち、主なものを記載させていただいております。この10の施策については、先ほど申し上げました条例において、「県が実施すべき施策」という位置付けとなっております。具体的にいくつか御紹介しますと、例えば、施策①「経営の革新等」では、引き続き、経営革新を目指す経営者への相談助言やフォローアップ等に加えまして、経営基盤や技術の改善に対する支援など、様々な施策を実施することとしております。また、創業を支援するため、スタートアップ費用の補助や地域における創業支援体制の強化、市町村ネットワークによる創業関連の情報共有等に取り組んでまいります。

施策②「国内外における販路開拓等及び受注機会の確保」では、ものづくり産業や食品製造・加工業における販路開拓や取引拡大を図るための商談会、それから、マッチング機会の創出支援を実施するほか、海外への販路拡大のためのアドバイスやマッチングサポートを実施いたします。

施策⑤でございますが、「人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進」につきましては、深刻化しております人手不足を踏まえ、人材育成や職場定着支援、U I J ターンを促進するための支援に加え、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの普及、職場環境の整備促進を図ってまいります。また、企業の生産性改善を通じた、人員配置の適正化等を支援するとともに、4月から始まる予定の外国人材の受入につきまして、新設される出入国在留管理庁をはじめとした関係機関等と連携しながら、新たな在留資格が適切に活用されるよう、企業への支援や地域の環境整備に取り組むこととしております。

施策⑨「事業承継への支援」につきましては、引き続き事業承継ネットワークによる各種支援に取り組むとともに、事業引継ぎ支援センターと連携し、第三者承継やM&A支援の活用など、切れ目のない支援に取り組んでまいります。なお、これら10項目の施策に関しましては、Ⅱの3の重点的な取組の欄に、それぞれの関連性の高い施策を記載しておりますので、後ほど、御参考に御覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールですが、これまでに各方面からいただきました御意見等を踏まえて最終案を策定した上で、2月の定例県議会で御報告させていただきたいと考えております。説明については、以上でございます。

■内田会長

ありがとうございました。ただ今、御説明がありました内容について、皆様から御意見や御質問を伺いたいと思います。

■内田会長

それでは、皮切りに私の方から。大変幅広く、多面的にいろいろ御検討をいただいて、実績も上げておられて、敬意を表しております。少し観点が違うのですが、いわゆる宮城県としての特徴や強みを活かし、それをどう強化していくかというのが少し見えなような気がしましたが、そのあたりは何かお考えはございますでしょうか。

■経済商工観光部 吉田部長

宮城県の特徴・強みですが、現在、知事を先頭に、富県戦略に相当注力をしているところでございます。産業集積の促進による投資の拡大などに力を入れておまして、それとともに地元中小企業との取引の拡大を進めることによって、競争力の向上、経営の革新につないでいきたいと考えてございますので、そういったことについては意識はしておりますが、表現の中であまり目立たないかもしれませんので、少し配意したいと考えております。

■内田会長

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

■白幡委員

私も、中小企業支援の現場にいる者の一人としてお話ししたいと思います。県内には、県、商工会議所、仙台市を含めていろいろな支援関係機関があり、「伴走型の切れ目のない」というのは言葉としてよく使

うのですが、本当にその言葉どおりにできているのか気になっています。例えば、お医者さんでいうとカルテがあって、カルテを中核病院や地元病院でやり取りして、それが最終的に最適な医療につながっていくわけですが、その中でカルテという一つの雛形があって、その中で情報の共有ができています。いろいろな機関が切れ目なくつながるとするのは、どの機関が訪問しても、同じようなカルテを持って切れ目のない支援をしていかないと、最終的なアウトカムを得られないのではないかと考えています。私も、みやぎ産業振興機構で仕事をさせていただいていますが、場合によっては、企業がよろず支援拠点を使ったり、仙台市の支援を使ったり、意外と各機関・団体の支援をうまく使っていますけれども、結果的にやっていることはバラバラで、必ずしも伴走型の切れ目のない形になっていないと。だから、そこに何か道具があってもいいのではないかと。伴走型というのであれば、それは重要なことではありますが、最終的な成果を得られるまでには、いろいろな機関が一つの雛形で情報をずっと共有化していけるようなフォーマット、あるいは、最近インターネットの時代ですから、どこに行っても同じ企業の情報をつかめるような環境を作り上げることも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。切れ目のないと言われてはいますが、私は、まだまだ切れ目があると思っています。

■経済商工観光部 吉田部長

伴走型は、姿勢としてはとにかく強調して、今回も入れていきたいと考えております。例えば、県職員、各地方振興事務所の職員が、宮城県の企業を年間1,000社ぐらい訪問しております。訪問記録というのは県庁内で全部共有化されて、企業名やテーマごとに検索が可能な状態でカルテのような形で保存されております。従いまして、その企業で検索しますと、何年前にどんな支援を行ったか、どのような形で課題を持っていて、それに対してどう対応したかというのが、少しわかるような仕組みにはなっております。ところが、企業様にとってみると、機密情報だったり、セキュリティの問題などがございしますので、それをすぐに他の相談機関と共有化して一緒に進められるかということ、なかなかそうはいきません。やはり、間に立つ者が、噛み砕いて、コーディネートして一緒に行くなど、そういった形での引き継ぎをしながら、カバーをさせていただいております。企業の皆様も、やはり、その時期によってスタートアップの時もあれば、再生期もあれば、といったステージがございまして、それに応じて課題も変わってきますので、その課題に応じて、段階的な対応をさせていただくということを目指しております。そういう意味で、その時に相談があり、対応ができ、支援ができるような仕組みを作りたいというところに焦点を置いているところでございます。

■白幡委員

今おっしゃいましたコーディネーターのお話でしたが、私は企業がいろいろな支援機関を活用してもよいと思っています。そこに一気通貫で見ていくようなコーディネーターが一人割り当てられて、スタートから出口まで見ていき、最終的な成果をつかむまでに、どの機関がどのようなことを支援するのかを最後まで見届けてはじめて、伴走型の切れ目のない支援になるのではないかと考えています。また、全てをそういった体制とする必要はなくて、スタート段階で目利きがいて、企業の成長性や全体への波及効果を見て、選択的にやっていく必要があるのではないかと考えています。もう一つ言いたいのは、今日はいろいろな企業の方もいらっしゃいますので、敢えて気づいていることを言いたいのですが、確かに人手が足りませんと皆さんおっしゃいます。ただ、販路がまだ回復していないため、なかなか難

しいところもある一方で、今は生産性改革の支援もいろいろやっているところですが、販路が回復すれば人手が足りなくなると言いながらも、経営者の意識が、今一つその気になっていません。本当に人が足りないのであれば、もっと生産性改善に対して専門家の支援を仰いだらいいのではないかと思っておりますが、そこにいろいろ事情があるのか、今一步踏み出せないという状況があります。人を確保するというのもよいのですが、その前に生産性の改善を積極的にやるということを経営者に意識してもらうことと、企業から支援の要望があった時に、生産性改革を切れ目なく支援していただけるだけの専門家を早急に養成していかないと、企業の改善要請に答えられないのではないかと思っております。

■内田会長

ありがとうございました。もしコメントがございましたらどうぞ。

■経済商工観光部 吉田部長

生産性改善は極めて大事なので、まずは震災復興ということもあり、水産加工業を中心にやってまいりました。今回は、製造業全般に広げまして、生産改善に伴って必要となった設備・機器につきましても支援をさせていただくような仕組みに、徐々にバージョンが上がってきております。あとは、企業経営者の皆様が、経営革新を図られるという時には、いろいろなアプローチの仕方がございますので、それに応じた支援のメニューを作りながら、間に立つ専門家の方とも相談をしながら、適切に支援を実施していきたいと考えております。

■内田会長

どうもありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

■佐々木委員

全体の方向性としてはよいと思いますが、震災からの復興については、かなり消費者の心の動きというか、流れがあったかなと思います。今回、この計画に記載されている内容は、いわゆる生産側の考えであります。消費者側の消費を促すといったところも、観点としてどこかにあった方がよいのかなと。実は消費者庁が、2015年の5月から2年間かけて倫理的消費（エシカル消費）というのを研究しました。その枠組みの中で、今までは消費者は物事を考えず、欲しい物を買うといったところから、これからは、自分が使ったお金がいったいどういう結果を作りあげるかというところを、ちゃんと消費者側にも喚起していきましようということになっていて、そういったことが大事になっていくのだろうと思います。まさに震災からの復興というのは、そういった流れが作り出された例だったのではないかと思います。一方通行の考え方ではなく、作る側がいれば、使う側もいるわけですので、消費者側をいかに取り込んでいくかというのが、この全体計画の中で非常に大事な視点になっていくのかなと思います。

■内田会長

ありがとうございます。何かございましたらお願いします。

■経済商工観光部 吉田部長

今年の初売りは、ここ5、6年で一番の人出で、だいぶ消費者マインドが上がってきているのではないかという見立てをした銀行の方もいらっしゃいました。そういう意味では、消費者マインドは極めて重要なポイントになってくると思いますので、例えば、マイクロファイナンス・ファンドのような仕組みを利用されてる方も増えてきておりますので、そういったことも踏まえて、記述の中に活かすように検討してみたいと考えております。

■白鳥委員

施策につきましては、大変幅広くなっているかと思いますが、今の地方の現状についてわかっていることを少しお話させていただきたいと思います。今、日本は東京一極集中、宮城県は仙台一極集中など、地方は中心街は栄えるけれども、少し離れると限界集落とか、地方が崩壊するような現状が起きているかと思います。今後、あと10年先には、確実にそのようなことが予測されるのが現状だと思います。やはり産業振興を語る上では、定住者・労働者がいて成り立つものだと思いますので、その地域の中心部だけではなく、周辺の地域づくりやコミュニティづくりも含めて、産業振興を考えていただきたいと思います。今、農地・水・環境保全ということで、各地域で農業者もそうでない方も、休日に草刈りをしたり、ごみ拾いをしたり、花の植栽をしたりしていますけれど、これもいずれ限界が来ることが目に見えています。また、商店街のシャッター通りや空き家、廃校舎など、様々な課題が山積しておりますので、そういったものも含めて産業振興を考えていただければと思います。

教育の方で言うと、市独自の奨学金を出しておりますけれど、学べば学ぶほど人材が中心部に流れて、後は戻ってこないため、地元に戻れば奨学金を減免するとか、そういうのも出ておりますが、そういったものも含めて、定住対策を進めてもらいたいと思っております。

■経済商工観光部 吉田部長

定住は極めて重要な目標になっておりますので、定住促進に向けて、あらゆる可能性を探っていきたいと思っておりますが、例えば、UIJターンにつきましては、今年は政府の政策が強化されるということになっておりまして、新しい政策も打ち出されておりますので、そういった動きにもしっかりと対応していきたいと思っております。観光につきましては、地域の産業の総合戦になっておりますので、地場産業、農林水産業、観光交流などを合わせた観光まちおこしをしっかりと考えていく必要があるのではないかと考えておりますし、そういったことが定住にもつながっていくのではないかと考えておりますので、しっかりと取組を進めたいと考えております。

■内田会長

ありがとうございました。まだ御質問があるかもしれませんが、時間が過ぎてしまいましたので、もし最後の方でまだ時間がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。皆様、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第二期）」（案）は、県の2月議会常任委員会への報告を経て、3月に策定される見込みとなっておりますので、皆様、御承知願ひします。

(2) 外国人材の受入・活用について

■内田会長

それでは続きまして、報告（２）「外国人材の受入・活用について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

■雇用対策課 伊勢課長

雇用対策課長の伊勢と申します。私の方からは、主に資料２を使いまして、県内における外国人労働者の状況について、御説明させていただきます。

資料２の１ページ目を御覧ください。まず、県内における外国人雇用の状況ですが、これは宮城労働局発表の資料から作成しているものでございます。労働者数としましては、平成２２年１０月には４，２００人、事業所数では８６０社ぐらいございました。直近平成２９年１０月末では、労働者数としましては９，３００人、事業所数としては１，６００ぐらいの事業所数になってございます。前年度との比較もございますが、約２０％ぐらいの勢いで、１年毎に増えているという状況でございます。

次に、「（１）国籍別」を御覧ください。国籍別では、平成２９年１０月末ですが、中国が２，５００人で１位、ベトナムが２，４００人で２位、３位はネパールで１，１８０人ということでございます。ベトナムの欄を見ていただくと、前年度に対して４６．８％の増というような勢いで伸びてございます。まもなく１月末に平成３０年１０月末の数字が公表されますが、順位や国籍別がどのような状況になるのか、注視しているところでございます。

続きまして、「（２）在留資格別」ですが、県内で働いている外国人労働者は、主に４つの区分ごとにビザを取得して働いております。後ほど、新たな在留資格について、このあたりを中心に御説明いたしますが、この段階では概略をお話いたします。資格外活動というのは、本来留学のビザで来ていた方が、週２８時間を上限にアルバイトをしている方で、２，９００人おります。それから、技能実習は水産加工の現場など、そういったところで働いている方で、２，９００人おります。この１位、２位が、それぞれ宮城県では多いという特徴がございます。続きまして、身分に基づく在留資格は、永住された方や定住された方で、専門的・技術的分野は、高度技術を持った人材ということになります。主に、この４つの資格を取得して働いているということは、外から見ただけではわかりませんが、在留資格別には４つあるということでございます。

続きまして、「（３）産業別」ですが、県内においては製造業が３，３００人、続いて宿泊業・飲食サービス業が１，０００人と、この部分の比率が大きいというような状況でございます。

続きまして、２ページを御覧ください。県内の在留外国人数でございまして、１ページでお話したのは、外国人のうち働いている方でございます。入国管理局の発表ですが、在留外国人は、県内に現在２０，４００人ほどいらっしゃいます。先ほど、労働者数では９，３００人と御説明いたしましたが、御家族など、一緒にお住まいになっている方を含めて２０，４００人で、働いている方はその半分というイメージで捉えていただければと思います。国籍別で見ますと、中国、韓国、ベトナムの順番で多い状況となっております。それから、市町村別では、仙台市が１２，０００人で、６０％以上の方が仙台市にお住まいとなっております。

続きまして、現在行っている県の主な取組について、御説明申し上げます。１のイでございまして、「外国人留学生定着支援事業」は、県内の４年制大学、又は、大学院に在籍している外国人留学生について、県内への就職支援などを支援しているものでございます。県内の４年制大学に在学している外国人留学

生は、ほとんどが東北大学の学生となっております。事業は、まもなく1月から2月にかけて実施予定のため、現在、準備をしているところでございます。1の口は、「外国人留学生マッチング事業」で、主に県内の専修学校や日本語学校などの専門学校に在籍している留学生について、卒業後に宮城県に就職をお願いしたいということで、マッチング事業を実施しているものでございます。これまで、合同企業説明会を、9月を皮切りに、12月にも開催し、まもなく2月に第3回目を予定しております。9月5日に実施した状況を簡単に御説明申し上げますと、留学生133名の方に参加いただきました。採用したいという企業の方は、19社御参加いただきました。現在把握している状況では、その中で、既に就職が内定したという方も、数名いらっしゃるかと伺っております。3回目は、2月7日の予定となっております。それから、企業見学とバスツアーですが、合同説明会でよいと思った企業などへ、バスで留学生を企業見学に連れて行くということをやっております、大変好評でございます。1回当たり約30名以上の留学生の方が現場を見られて、理解を深めるという活動をしてございます。今年度は、あと2回ほど予定してございます。それから、企業向け相談窓口では、外国人留学生を採用したいと思った場合、どうしたらよいかといったような相談がございます。11月までは相談件数はあまり増えませんでした。12月に改正法案が通ってから、相談件数が倍増してございます。今後も、件数が増えるかと思われまので、準備万端にしていきたいと考えております。1のハですが、県内企業で外国人留学生をインターンシップで受入れたいという場合に、一人当たり5千円ではありますが、こういった助成制度を設けております。

それから2でございますが、これは、外国人の受入れ環境整備、いわゆる地域に多文化共生を進める取組でございますが、県では「多文化共生社会推進計画」を策定して、宮城県国際化協会を中心に外国人相談センターの設置、災害時の通訳ボランティア、日本語講座などを実施しております。年度内には、第3期の計画の策定を予定しておりますが、後ほど、国際企画課長の方から説明があるということですので、説明は割愛させていただきます。以上が、県内の現況から実施している取組となります。

3ページ目は、今申し上げました2月7日の外国人留学生を対象とした合同企業説明会のチラシでございます。それから5ページ目は、外国人留学生雇用の企業相談窓口のチラシでございますので、参考までに御覧いただければと思います。

それでは、ここから7ページ以降では、政府が法改正して、4月に新たな在留資格を設けるということで、その概況について御説明させていただきます。資料は7ページ、9ページ、11ページで、県の方で作成しました概要資料を使って御説明させていただきます。13ページ以降は、今回の法改正に関して、政府から提供されている概要資料になりますが、わかりにくいところもございますので、県で作成しました資料で御説明させていただきます。

まず、7ページを御覧ください。先ほど、在留資格がそれぞれあってとの説明をいたしました。それぞれ特徴がございまして、まず上のほうから、「技術」、「人文知識・国際業務」というのがございまして、これは、活動内容として、理学・工学、自然科学、それから人文科学、外国文化などに関連する業務ということでございまして、条件といたしましては、関係科目の大卒、それから高度専門士の資格を持っているとか、又は10年以上の実務経験など、それから、情報処理に関しては、相応の資格を持っているかといったものがございまして、業種としては、エンジニア、プログラマー、法務、デザイン、翻訳、語学指導などでございまして、高度な技術を持った方々ということになりますが、これが、これまで日本で働くといった場合の基本的な在留資格でございました。「技能実習生」は、実習の名のとおり、雇用で

はなく、研修ということでございます。国際貢献でありますとか、日本から発展途上国への技術移転とか、そういったことを目的に創られた制度でございますが、人材不足の分野の労働に対応しているという場面も実態として見受けられます。「技能実習1号」というのは、実習1年目の方になります。「技能実習2号」は、2～3年目の方ですが、2号に移行する場合に専門的な技能検定を受けて、相応の技能を認められた方になります。さらに、4～5年目に移行すると「技能実習3号」となりますが、さらに難しい試験を受ける必要がございます。それから、一番下の「資格外活動」というのは、専門学校や大学に留学されている方が、週28時間以内でアルバイト的に働いているというものでございます。最近、コンビニエンスストアで、外国人の方が一生懸命働いている様子を御覧になっているかと思いますが、在留資格上は資格外活動と呼ばれているものでございます。そして、高度人材と技能実習の間に、新たな制度が導入されることとなりますが、在留資格名としては「特定技能」となります。この資格の業種分野ですが、「生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種」で、今回の法改正では、介護など14業種が指定されたということでございます。条件としては、「特定技能1号」は、生活に支障のない程度の日本語が話せて、相当程度の知識、又は、経験を有している方、「特定技能2号」は、それよりもさらに日本語が堪能で、さらに熟練した技能を有している方でございます。それぞれ、在留期間、家族の帯同条件は、「特定技能1号」は最長5年で家族の帯同は不可、「特定技能2号」は審査を受けて何度でも更新可能で、家族の帯同も可能となっております。これが、今回新たに設けられた制度の概要になります。

続きまして、9ページを御覧ください。上の方は、今申し上げた内容を表にまとめたものでございます。中ほどの図で、「特定技能」の方がどこから入っているのかを御説明申し上げますと、2つのルートがございます。「特定技能1号」の左下に「技能実習生」という欄がございます。「技能実習生」は1号から5号まで最長で5年と先ほど申し上げましたが、そのうち3年を経過された方は、今回、無試験で「特定技能1号」に移行できるということになります。政府によりますと、「特定技能1号」の半分ぐらいの方が、技能実習3年目以降の方から移行するのではないかとのことです。もう一つのルートであります右下の方は、業種ごとに原則外国に出向いて、日本語のテストと一定技能のテストを行って、それに合格した場合に上陸許可を出すということで、これが「特定技能1号」の約半数を見込んでいます。「特定技能2号」の方は、ここからさらに高度な試験を受けて移行していくという仕組みでございます。新たな在留資格による受入れ見込み数については、下の表にまとめてございます。先ほどの技能試験ですけれども、一番早いのが「介護」、「宿泊」、「外食」で、平成31年4月から始まります。その他の試験は、現在、各省庁ごとに日本語能力をどのレベルにするのか、どのような技能テストにするか準備を進め、平成31年度内に開始するというところでございます。雇用形態といたしましては、企業と外国人の方の直接雇用契約を締結するということが前提になりますが、農業と漁業に限っては、繁忙期や農閑期があるということで、派遣も認めるということでございます。受入見込み数は、総数で34万5千人ですが、法改正の途中の議論の中で、ここは見込み数ではなく、最大数とする旨の申し合わせもされたということでございます。

11ページを御覧ください。今後のスケジュールについてお話したいと思います。12月8日に法改正がございまして、12月25日にどのような取組を進めていくかという政府方針のポイントが示されました。基本方針、分野別運用方針、受入れ・共生のための総合的対応策の3種類が示されてございます。基本方針につきまして、「技能実習生」については居住地を動かすことができませんが、今度の「特

定技能」では居住地を移動できますので、地方ではなく、大都市のような条件のよいところに集中するのではないかという懸念が言われております。それについて、政府は何か対応策を取るように、と言われている状況でございます。それから、技能実習制度の中では、悪質な仲介事業者がございましたが、こういったものを排除する仕組みが必要です。また、「特定技能」の方は、「技能実習生」ではないため、日本人と同等の給与水準を確保することとなっております。分野別運用方針では、14業種ごとの受入数、原則直接雇用であるということや、農業・漁業が派遣が可であるということが示されております。受入れ・共生のための総合的対応策では、各地域に住む際に、安心して暮らせるように、各行政サービスについては多言語で対応するようといった内容や、継続して日本語を研鑽できるような日本語学校のようなものを充実させるなど、各自治体においては、準備万端にするようといった対応策が示されております。現在、政省令について、それぞれ審議をして、3月には改めて国会で議論をして、4月1日にスタートするということになります。また、省庁は、これまで入国管理局でしたが、これからは出入りも、入ってきた後の在留もしっかり管理するという意味で、「出入国在留管理庁」という組織に昇格するというところでございます。

13ページ以降は、政府で発表されている資料ですが、後ほど、参考までに御覧いただければと思います。私からは以上でございます。

■内田会長

ただ今、説明がありました内容について、皆様から御意見や御質問を伺いたいと思います。

■白幡委員

新聞などで話題となっていて、企業からもよく質問を受けるんですけども、この制度を活用する時に、企業は、どういうところで困るところが出てくるのかなど。人は欲しいという企業はたくさんありますけれど、3月まで準備を進めるということで、企業がこれを活用する時に、どんなことに困るんじゃないかなといった予測みたいなものはありますか。

■雇用対策課 伊勢課長

法案が審議される過程の中での質問を聞くと、まだまだこの制度を積極的に活用しようという方は、まだ肌感覚的には少ないかなと思っております。例えば、旅館業の中でも、インバウンドが増えていて、外国人に対応するスタッフがいると、もっとインバウンドを進めるのに良いということで、ぜひ制度を活用したいという方もいらっしゃる一方、自社においては、外国人の方が入っても、職場でのコミュニケーションであるとか、語学への対応や宗教上の対応などに、まだまだ不安があるような感じで、会社ごと、業種ごとに受け止め方があるようです。また、今後の企業の方向性として、外国人を雇った後にどうするのか、単なる人手不足対応でなく、将来、海外進出であるとか、海外と取引を拡大させるなど、会社としてのビジョンをきっちり描いた上で、制度を活用していくということが何より大事で、そのあたりを踏まえて、相談に対応するようにしてございます。

■白幡委員

政府として、各県レベルでの取組みを求めているようですが、この制度改正に伴って、宮城県として

は、何か相談窓口はできるのでしょうか。

■雇用対策課 伊勢課長

まだ政省令などで、具体的な業種ごとの取組みをどうするのか、中央省庁で検討してございます。実は、今回の審議会の資料は、全てインターネットから情報を取ったものでして、明日、東京に召集されて、初めて法務省から説明を受けて、来週月曜日に経済産業省から説明を受けるという状況でございます。今、県の役割として考えていることは、商工会であるとか、工業会であるとか、主に多く活用するだろう方々に、正しい情報を正しく伝えるというのが、大変重要な役割かなと。一方で、自治体に求められるのは、労働だけでなく、住まうということですね。地域との共生といった部分で、特に市町村などでは、田舎に行けば行くほど、日本語学校・日本語講座みたいなものは少なくなりますし、それから、医療問題などの相談体制は手薄になります。そういったところで、政府の方でも新しい予算を付けてございまして、自治体が活用できる予算も準備していますので、そういったものを状況を見ながら活用していくというのも、重要なことと考えてございます。

■内田会長

ほかにはいかがでしょうか。

■笠間委員

今回、外国人材の方を受け入れるために、いろいろな施策が用意されているということで、非常にすばらしいと思うのですが、例えば、外国人材のキャリア開発のような視点で、何か準備できないのかなというのが一つ思ったところです。と言いますのも、弊社手前味噌になるんですけども、外国人でかなり高度なマーケティング人材を採用していますし、さらに、東北大学学生であるとか、長期のインターンシップ生を受け入れた実績があるんですけども、いろいろとそういったネットワークを見てみると、今回、2万人の在留者の中で、半分は働いていない方だということですが、その中には、実は日本人が配偶者であるとか、あるいは、研究者の配偶者ということで、仙台・宮城に来ての方が結構いらっしゃいます。多くの場合、奥さんであったりするんですけども、その方々によくよく聞いてみると、博士号を持っていたりとか、かなり高度な人材で、母国では観光政策の策定をやっている、あるいは、コンサルティング会社に所属している、結構そういった方がいらっしゃるんですね。そういった方々が、なかなか日本の中でキャリア開発をやっていけないという現状がありますので、何かそういったものをサポートできないかと。例えば、大学と組んで、そういった方々に日本語で高度なことをやれるようなプログラムをつくるとか、あるいは、そういった方々向けの長期のインターンシップとして、2週間ではなくて、3ヶ月とか4ヶ月ぐらいの企業のインターンシップをサポートするとか、そういったものがあると、今、なかなか実力を発揮できていない外国人の高度な人材の方とかをサポートできるのではないかと考えております。いかがでしょうか。

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

当課の方では、今のお話にも出ました東北大学を中心にコンソーシアムというのを持っておりまして、県も入っておりますし、仙台市も入っております、全部の大学ではないんですが、希望する大学も入

っております。そこでは、高度人材の活用といったものを定期的に論じておりまして、ジェットロなどと組んで、県内の企業、あるいは県外からもなんですけれども、企業が来て、高度人材の活用に向けた説明会なども行ってございます。ただ、今おっしゃっているのは、学生、あるいは、研究者の御家族の活用だと思っておりますので、その件につきましても、高度人材の活用と一緒に、今おっしゃったようなインターンシップに入れたりとか、そういったところはコンソーシアムの中で考えていきますし、また、高度人材そのものにつきましては、当課の事業で行っておりますので、今の御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

■内田会長

はい、大変重要な課題でございます。ちょっと関連したことなんですが、私、昔から留学生を扱ってまして、彼らは日本をものすごく好きになって帰るんですね。特に、宮城県の良さをすごく認識して、何十年経ってもずっと日本がいいという思いを持っているようです。いろんな連携ができて、そういう人たちをもっと活用していくと、非常に大きな将来が考えられますので、そんなことも少し意識いただければと思います。ほかにございませんか。

■伊藤委員

先ほどの白幡委員の意見に関連することです。今日の事務局の説明は、ほとんどが国からの情報で、今こういう状況です、今後考えますという内容でした。その中身がどうということではなくて、ぜひ積極的に宮城県に優秀な人材が集まる仕掛けを今から積極的にやるべきだろうと思います。業種によっては、4月からの受入に向けて、現地での日本語と技術の認定試験が3月に行われると聞いております。そのために、これから1月、2月で、その技能検定等の教科書づくりが各省庁で進められ、日本に来たいと希望する人はそういった教本を見ながら試験を受けることになるかと思っております。それで、優秀な人材が集まる仕掛けのことですが、例えば外食では、今後5年間で5万3千人を受け入れるという想定です。受入の大半は恐らく首都圏・大都市圏に行くと思いますが、大手外食は基本的にチェーン店での採用になるでしょうから、地方でも特定技能1号の人たちが増えてくると思います。ただ、宿泊でも同様かと思っておりますが、働いていく中でトラブルが発生して仕事をやめてしまう人たちが出てきます。そういった人たちへのケアをいち早くきちんと取ることが大事ではないかと思っております。そういう情報が日本国内で拡散して、「宮城で非常に手厚いケアがされている、それなら宮城で働こう」となることが大切ではないかと思っております。先ほどの笠間委員のキャリア開発とも併せて、どうやって優秀な人材を集めるか。恐らく、技能検定と日本語はできるだけ最低限のハードルが設定される。問題は、実際日本に来て働き始めると、業種別・業態別で働き方が全然違うので、うまくそこで働き続けられない人たちが出てくることです。そういう人への迅速で丁寧なケアが、一番大切なポイントの一つかと思っております。その点を今後、ぜひ検討していただければと思います。

■経済商工観光部 吉田部長

ありがとうございます。二つ申し上げたいと思います。一つはプロフェッショナルな人材の配置などにつきましては、地方創生事業で「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」というのをやっておりまして、コストはかかるんですけども、社長の右腕・左腕に将来なれるような人を配置するための支援

というのをやっております。マッチングをした結果、現在、宮城県は全国第3位という実績になってございまして、この事業では外国人の配置も可能ですので、外国人に対して募集されている企業もいらっしゃるということでございます。もう一つ、キャリア形成に対する支援はとても大事なポイントだと思っております。日本人の場合でもやはり、相談対応と情報提供と支援、コーディネーターが間に立って、きめ細かくやることによって、本人の目標設定が滑らかにできたり、本人のやる気と能力がバランスが取れるような形でキャリア形成がされますので、これが外国人については、地方のレベルではなかなかやれてこなかったというのが実情でございます。今、どこの地域でも悩んでいますけれど、例えば、宮城県ですと、ジョブカフェというところがそれに似たような機能を持って今までやってきておまして、外国人の専門学校生に関するマッチングも始めたばかりでございまして、そういった機関も活用してできないかどうか、雇用、そして、人材育成といった面での強化について、今後、検討を深めてまいりたいと考えてございます。

■内田会長

ありがとうございました。だいぶ時間が来てしまいましたが、これだけは聞いておきたいとか、これだけはコメントしたいという方はおられますか。

■木島委員

今までのお話の中で、留学生、あるいは、外国人の側に立った相談とか、そういうことはあるんですけど、受け入れる企業側の相談窓口とか、あるいは、必ずミスマッチとか労働争議とか、いろいろな問題が起こると思うんですけど、それに対して、県の相談所とか、そういったものをお考えになっているかお聞きしたいと思います。

■雇用対策課 伊勢課長

現在、大きく分けますと、課題は3点あると考えています。一つは、今回は企業の皆様が、この制度の設計をよく理解して、それに従って正しく使うということ、そのために、県の方は正しい情報を提供していくということが重要なこと。もう1点なんですけど、入国管理の適正化ということでございます。それは、今の技能実習生の問題では、かなり給与が低い状況だとか、あるいは、労働条件が過酷な状況で大変苦勞をされたというような報道があります。その結果、失踪だとか、あるいは、亡くなったという方もおられます。そういった悪質な事例は、徹底的に排除することが、今回の国会審議の中でも徹底されました。これにつきましては、今回からは労働者ということになりますので、日本での労働が適切にされているかどうか、労働基準監督署や宮城労働局が機能強化されて対応するということになりますので、そういったところと県が情報共有をして、しっかり取り組んでいくということになるかと。もう一つは、多文化共生、地域との連携、市町村との連携、こういったところもしっかりとやっていく、こういった3つの課題にしっかりと対応していくということが大事な点と考えてございます。

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

今のところで少し補足させていただきますと、事業者向けの雇用に関する情報提供ですとか、雇用促進に向けた啓発ですとか、また、労働者を使っている時のいろいろな諸問題が出ると思うんです。労働

基準監督署で扱っていることですが、そういうものに関しての事業者向けのセミナーを当課で既に行っておりまして、行政書士さんや弁護士さんとか、そういった方を交えてやっておりますが、さらに拡充してやっていきたいと思っておりますので、大変参考になりました。ありがとうございます。

■内田会長

ありがとうございました。それでは、白鳥委員。

■白鳥委員

農業法人を経営しているんですけど、いざ雇用を考えた場合、一番のネックは居住ですね。近くにアパートがないとか、5キロ、10キロ先にしかないとか。しかし、交通網が全然ないとか、バスが全然通ってないとか。やはり、雇用するには、会社の近くに住めるところがあるということがないと、ちょっと雇用することはできないと思っております。町の交通網が発達して、住む所があるという場所はいいんですけど、農業関係で地方に住んでいますと、そういう問題がやはり出てくるのではないかと思っております。今現在、農業法人でベトナムの方を雇用している法人があるんですけど、会社の近くに会社で用意してあげて、常に地域の方々と溶け込んで、地域コミュニティと一緒に活動したり、待遇の方も日本人と変わらない待遇で雇用しているということで、非常に有意義に外国人を雇用しているということも1つありますので、そういう形で進めていけることもあるかと思いますが、一番は、住む所がないということがネックになっています。

■郷右近委員

ただ今の関連ですけど、弊社の方でも、昨年から技能実習生二人にお世話になっているんですが、結局、どのNPO法人、派遣団体にどういうお願いをすれば、どういう手続きとどう費用がかかって、技能実習生の方にお願ひできるのかということすら、どこにもわからないんです。ですから、今、先生方がおっしゃったように、今後の外国人の雇用政策ということでは、キャリアをお持ちのプロフェッショナルの方をいかにキャリアアップするか、あるいは、採用した企業側の事業発展に寄与できるような人材といったような部分と、現場のオペレーションがもうままならない、そこをなんとか外国の方に一緒に担っていただくという部分と、ある程度、別にきちっと分けて対応を考えていかないと、たぶんこれは、ミスマッチになる可能性が高いというふうに思います。実際、この資料にも悪質な派遣団体とありますが、どこの誰に聞いていいかすら分からない。我々の業界の中でも既に、例えば、畜産関係の法人さんなんかは、だいぶ前から技能実習生を取り入れてらっしゃる方がいます。その社長さんに直接電話をして聞いて、こんな団体あるといった中で、いろいろ交渉して話を進めていくと。どこに聞いても、それが分からないというのが、今までの現状。ですから、せつかく法律が改正されるのであれば、そのへんをきちっと、斡旋は当然できないんでしょうけれど、こういう派遣団体がありますよといった形をですね、興味をお持ちの企業なりに、気軽にきちっと理解できるような情報開示というのが、必要かなというふうに思います。

■白幡委員

すみませんが、宣伝させてください。私がセンター長を仰せつかっている「仙台市雇用労働相談セン

ター」というのがあります。アエル7階の「仙台市企業支援センター」の「アシスタ」の中にあるんですけども、社労士さんとか、弁護士さん、行政書士さんをそこに常駐させて、企業や働く方から無料で相談を受けるということで3年間やっていますけれど、今回の法改正にも少し対応できるような体制強化を図ろうということで、今、2月、3月にやろうとしています。「仙台市雇用労働相談センター」は、アエルの7階にありますので、ぜひお見知りおきをお願いします。

■内田会長

まだ、おありかと思いますが、すいません、時間が来てしましまして、次に進めさせていただきます。大変貴重な御意見をありがとうございました。本日の御意見や国の制度の動向も踏まえつつ、県において、十分な体制の整備を御検討願います。

(3) その他

■内田会長

それでは続きまして、報告(3)その他に移ります。「宮城県観光振興財源検討会議」について、及び「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」(最終案)について、事務局から2件続けて説明をお願いします。

・宮城県観光振興財源検討会議について

■観光課 千坂副参事兼課長補佐(総括担当)

観光課で課長補佐をしております千坂と申します。委員の皆様には、日頃から、御支援、御協力を頂戴いたしまして、ありがとうございます。本来であれば、観光課長から御説明差し上げるところでございますが、本日、公務出張によりまして、出席ができませんので、代わりに私から説明させていただきます。申し訳ありませんが、着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと思っております。本会議につきましては、昨年7月に施行されました「観光振興財源検討会議条例」に基づき、設置されております。はじめに、左上の本会議の「目的」ですが、我が県の定住人口が一層減少していくことが見込まれている中で、地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを実現するために、観光振興施策の推進により交流人口を拡大することは極めて重要と考えており、このため、今後も、外国人観光客をはじめとした観光客の誘客拡大を積極的に進めていく必要があることから、継続した観光振興施策を実施するために、必要な財源の在り方などについて、検討を行うというのが目的となっております。

「検討内容」としましては、当会議の条例では、「観光振興に係る施策を実現するための財源の在り方に関する重要事項」と定めております。具体的には、「検討の必要性」「財源確保を行う理由」「財源確保の在り方」「負担を求める行為」について、検討をいただくこととしております。なお、観光関係団体など、関係者からも、必要な施策などについてヒアリングを行いながら、幅広く、丁寧に検討を行っていきたいと考えております。

次に、資料右上の「委員構成」を御覧ください。会議の検討内容を踏まえまして、学識等有識者が4人の方、観光振興に携わる関係者が5人の方、まちづくりの観点から意見を伺うために公募による委員の方が1人、計10名の皆様に構成しております。

次に、当会議の「検討期間」ですが、今のところ、答申までに8回程度開催したいと考えており、期間は、平成30年10月から平成32年1月までを予定しております。なお、条例におきまして、会議の設置期間は、検討期間の延長等に対応できるよう2年以上とし、かつ、県の会計年度と合わせて、平成33年3月末までとしております。

最後に、「検討会議のスケジュール案」ですが、第1回会議から、現時点で予定している会議のおおよその日程及び答申までのスケジュールを記載しております。第1回会議は、昨年10月末に、本県の観光の現状、観光振興に向けた施策の方向性及び財政状況などを議事に開催いたしました。委員の皆様からは、本県の観光の現状について、「地域によって、今何が必要で、何をしていかなければならないのか」という政策課題は全く異なる。宮城が今直面している状況が何か、課題が何かという課題設定が重要である。」といった御意見や、観光振興に向けた施策の方向性等について、「会議資料を見て、改めてこの会議の意義の重要性を認識した。国際的には観光の自主財源を生むというのは中心的な取組の一つであり、こういう議論はいま正に始めなくてはいけないことである。」といった御意見を頂戴しております。また、「宮城県も次世代の観光の在り方を意識していく必要がある。新しい時代に即した新しいターゲットに対する何か、また、地域の人々が元気になっていくような方向性をもたらすための予算の使い方や、その在り方などを考えていきたい。」などといった御意見等も頂戴いたしました。なお、1回目の会議資料につきましては、観光課のホームページに掲載しております。

今後の会議の進め方ですが、今年1月に予定しております2回目の会議以降は、観光振興に向けた必要な施策に関しての関係者の方々へのヒアリング、本県の観光振興施策の方向性を踏まえた取組イメージや事業規模、各種財源の比較検討、財源確保の在り方の検討などを幅広く、丁寧に行いながら、パブリックコメントを踏まえて、答申案をまとめていきたいと考えております。私からの説明は、以上でございます。

・「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」（最終案）について

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

経済商工観光部参事で国際企画課長の成田でございます。本日はお忙しい中、ありがとうございます。当課の仕事に関しましては、御理解、御協力を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。

「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」最終案について、御報告いたします。1月11日に4回の審議会を経て、答申がなされました。幹事会、本部会などを経て、議会の議決を得ていく予定でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。資料4「第3期宮城県多文化共生社会推進計画（最終案）【概要版】」と記載したA3版横の資料を御覧願います。まず、資料上部左側を御覧願います。本計画策定の趣旨でございますが、外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定するものでございます。また、計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間となっております。

次に、現行の第2期計画の総括でございます。県はこれまで、多文化共生に関する全県的・広域的・先進的な取組を、市町村は、外国人が置かれている状況など、地域の実情に合わせた取組を行ってきたところであり、県国際化協会や市町村国際交流協会、NPOなどの関係機関とも連携・協働してまいりました。しかしながら、市町村の施策の進展について地域ごとに差異が見られるなど、「多文化共生」の

理念の浸透については、全県的には未だ十分とは言えない状況にありますので、多文化共生の社会実現に向けた市町村へのさらなる支援が必要と考えているところでございます。

次に、資料上部中央の「基本理念」及び「基本方針」でございまして、こちらは、第1期計画及び第2期計画を継承しております。

次に、資料中央3段目左側、「外国人県民の現状」でございまして、平成29年末に県内の在留外国人の数が2万405人となり、過去最高を更新しております。また、外国人労働者につきましても、平成29年10月末現在で9,337人となり、過去最高を更新しております。国籍別では東南アジアが増加し、在留資格別では「留学」「技能実習」が増加するなどの傾向が見られております。なお、技能実習につきましては、3,183名となっております。これは、平成29年12月末現在の法務省統計によるものでございます。

次に、資料中央3段目右側、「第3期計画における評価指標について」でございまして、第3期計画の評価指標は、第2期計画の実績を踏まえ、新たに2つ指標を設定いたしました。先ほどからいろいろ話題となっておりますが、「⑥就労支援の促進」につきましては、これまで「技能実習を除く外国人雇用者数」のみを指標としておりましたが、国の動向等を踏まえまして、事業者側の評価指標も追加する必要があると考え、「外国人の就労支援に関連するセミナー等に参加した事業所数（のべ数）」を指標として追加するものでございます。また、施策の方向性に「文化・習慣等の相互理解の促進」を新たに追加したことに伴いまして、「文化・習慣等の相互理解の促進に係る取組への参加者数（のべ人数）」を指標として加えるものであります。

次に、資料上部右側を御覧願います。本計画の基本的な考え方でございまして、「外国人を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応し、一人一人が輝ける環境の整備」を図るとともに、「新たな課題である「外国人県民の増加と多様化（Diversity）」への的確な対応」を行うこととしております。

次に、「現状」と「課題」についてでございます。まず、資料左端の「現状」を御覧願います。ここには壁が3つございまして、「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の3つに分類しております。「外国人県民に対する理解・認識の不足」、「地域とのつながりが希薄」など、7つの項目を記載しておりまして、これらに対する「課題」といたしまして、「地域社会への更なる理念啓発」、「地域と外国人県民との連携強化」などを記載しております。

施策の方向性と事業の取組方針でございまして、資料の真ん中を御覧願います。「現状」及び「課題」を踏まえた「施策の方向性」であります。まず、『意識の壁の解消』といたしまして、「地域社会への更なる理念啓発」、「地域と外国人県民との連携強化」、『言葉の壁の解消』といたしまして、「活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供」、「多様な学習支援による地域社会への適応力向上」、『生活の壁の解消』といたしまして、「相談体制・生活支援の体制強化」「就労支援の促進」「文化・習慣等の相互理解の促進」としております。ちなみに、先ほどからちょっとお話が出ております相談センターにつきましては、宮城県には相談センターがございまして、県の国際化協会に委託しております。その中では、9つの言語を使った生活や保険・医療などの様々な相談に対応しているところでございます。年間約250件前後となっております。

続きまして、このうち、「文化・習慣等の相互理解の促進」につきましては、新たに追加したものでございます。なお、本計画については、これまで「多文化共生社会推進審議会」において4回にわたり審議を行っており、委員の皆様からは、特に「2 地域との外国人県民との連携強化」と「6 就労支援の

促進」について、積極的に進めるべきとの意見を、外部の委員の先生方からいただいたところであります。これらの方向性に対応した資料右側の「主な取組」の中で、第3期計画において、新規、又は、拡充することとしている取組につきましては、黄色で網掛けをしております。

皆様、御承知のとおり、先月、改正入管法が可決いたしましたして、来年度より新たな在留資格が創設されることとなりました。これを受け、冒頭でも部長が申し上げましたが、5年間で約35万人の外国人労働者の増加を見込んでおり、単純に数値を計算しますと、2,500人から3,500人が本県では増えるのではないかと考えられております。そのため、外国人県民が、国籍や文化の違いにかかわらず、地域で安心した生活が送れるよう、受入環境の整備を図ることは喫緊の課題でございます。その意味でも、本計画は非常に重要なものであると考えております。

本県では、平成19年7月に、全国の地方自治体に先がけまして、全国で初めて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定しております。条例先進県としては、本計画をもとに、多文化共生社会の推進に今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、多文化共生に向けての取組として、今月27日に塩竈市で開催します、技能実習生50名と地域50名との交流イベントにつきまして、お手元に資料を配布させていただきました。御参考までに、御覧になっていただければと思います。「第3期宮城県多文化共生社会推進計画（最終案）」については、以上でございます。

■内田会長

ありがとうございました。それでは、御質問や御意見がありましたら、お願いします。

■白幡委員

先進的な取組みで、勉強させていただきました。冒頭の説明の時にも、部長から2万何千人いるけども、その内の半分以上が仙台市だという話がありましたが、この施策に関しましては、仙台市とはどういう連携を取られているのでしょうか。

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

仙台市にも、県が委託している国際化協会に当たるものがございまして、そういうところと常に連携させていただいて、情報交換を行っております。また、例えば、相談センター一つを取りましても、最近、菅官房長官がおっしゃった20億円で100箇所とかございましたが、既に全国では、青森県と北海道を除いて、全ての県で持っております。ただし、既存のものに対してどうするのかとか、そのあたりの問題については、先日、仙台市の担当課長と情報交換をしているところでございます。

■内田会長

そのほか、ございますか。

■関委員

私が、今アドバイザー契約を結んでいる中小企業様は、先ほどの法案の14業種の中に該当する会社さんなんですけども、その会社さんは、制度の前から、自社独自で海外からのスタッフを日本に連れて

くることを考えたりですとか、留学生の方たちを今、アルバイトの範囲で雇用したりしているのですけれども、その方たちにいかに気持ちよく働いていただけるかという観点を持っていて、かなり先進的な事例として、最近、取材依頼が殺到しています。その会社さんの考え方というのが、今日の報告事項全てにヒントとなる考え方があるかなと思いましたので、参考意見として聞いていただければと思います。

どの資料にも、日本語の試験をするということで、日本に入ってくるのであれば、日本語ができない方は定住できないので、日本語試験をがんばってくださいということですが、今や国際社会で、逆に英語ができない私たちの方が恥ずかしいという時代に、日本語の試験だけを課するというアンフェアな状況はどうなんだろうかと、その社長さんはおっしゃっています。それで、その会社では、希望者を対象として、現場のスタッフを含めて、英会話のレッスンを無料で開催しています。そうすると、その方たちと母国語は違っても、共通言語として英語で会話ができるので、簡単な単語であれば、本人たちが現場でコミュニケーションを取る。要するに、通訳をはさんでしまうと、現場の仕事にワンクッション入るので、工数が多くなって、本来人材を入れて効率化をしたかったものが、本末転倒になってしまう。一方的な取組みではなくて、共に働く仲間として受入れるのであれば、事業者として、何が自分たちにできるのだろうというのを考える機会が必要なのではないかと、先日、その社長さんがおっしゃっていました。それは、あらゆること、今日の報告事項に通じるものがあるのではないかなと思いました。

何事も経営者からのトップダウンで、制度を現場に落とすというのは、国のやり方も同様のものと感じますが、制度は制度であって、実際に運用する私たちの暮らしですとか、働きぶりに関しては、かなりのアレンジメントが必要だなと思います。その時に、なぜ宮城を選んで留学してくれたのか、なぜ宮城に観光をきっかけに住もうと思ってくれたのか、といったところの魅力の打ち出しというのは、決してこの多文化共生の話だけではないですし、先ほどの制度の話だけでもないですし、観光も中小企業振興も、全てそういった観点でやっていかなければならないのかなと思いました。ですので、今、議論が各委員会ですとか、審議会であるんですけども、大きな目的として、宮城は世界の中でどのような考え方で、外国人の方と多文化共生をしていくのかという大題目があって、各分野に話が流れていくのかなと思います。この14業種の現場の皆さんが今、そういうことをかなりお感じになっていますので、トップダウンとは逆に、ボトムアップの現場ヒアリングですとか、実際に働いている方たちとのワークショップですとか、制度を落とし込むのではなく、現場から上がってくる宮城での暮らし方・生き方というのを、外国人の方たちと一緒に語り合うような場を設けていただくのが、公的機関としての皆さんにぜひお願いしたいことかなと思います。すみません、ちょっと余計なことかもしれませんが、参考意見として、よろしくお願いたします。

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

ありがとうございます。例えば、今のお話は、「7 文化・習慣等の相互理解の促進」というのがございまして、これは普段の生活もですけど、やはり、職場においても外国人の方に働いていただいている限りは、働きやすい職場環境にしなければいけないので、例えば、日本人の職員が英語を学びたいという場合、その方が意思の疎通が行われるということで、そのようなことを積極的に行うのはよいことだと思います。ただ一方で、EPA（経済連携協定）で来ている介護実習生などは、日本語で介護士の国家試験を受けなければならないのですが、国の制度がそうなっているので、致し方ないんですね。それに対して、県としての支援の例としましては、東北福祉大学にお願いをして、日本語の勉強と併せて、

国家試験に受かるだけの実力をつけてもらう予備校的なことを無料で行っております。また、東北の場合だと、訛りとか方言がございまして、普通の日本語を習ってきたのでは、聞き取れない場合がございます。それで、方言を学べる外国人の養成というのを、県では昨年度から始めて、国家試験に受かる率を高めること、それから日本語、そしてまた、方言とやっていますが、方言を入れた形というのは、東京以外では宮城県が初めてやっております。東京は方言がありませんので。大学を活用したそのような支援制度は、東京都では行っていますが、宮城県は、方言も入れるという意味では、全国初めての取組みをさせていただいております。ですから、その場その場で、必要になってくるものがあるのかなと思います。例えば、職員側に英語を教える、あるいは、来ていらっしゃる外国人の方に日本語講座で勉強していただく、職場によってもケースバイケースです。大学など、ヨーロッパやアメリカから来る東北大の留学生などは、ほとんど英語のまま、そのまま日本語を覚えないうままで学位を取れるような環境にあるわけです。このように、それぞれの環境が違っていると思うんですが、皆さんが意思の疎通が取れるような状況にしていければいいのかなと思います。どうもありがとうございます。

■内田会長

そのほか、ございますか。

■松木委員

今日のお話は、本当に興味深く聞かせていただいておりますが、我が社でも今年度、二桁の外国の従業員が増えてまいりました。共同購入の品入れや野菜のカットなど、そういった単純な作業に関わっていただいているんですけども、人間の生活1日24時間のうち、3分の1はみやぎ生協で働いていらっしやいますが、残りの3分の2は眠ったり、食べたり、それから楽しみがあったりということで、御自分で過ごされるわけですね。その環境がやはり満足できるようなものでないと、長く、気持ちよく働いていただけない。そのところも、私たち宮城の人間、日本の人間として、世話を焼いていかなければならないんだなと感じるところです。先ほどの「意識の壁」や「言葉の壁」、「生活の壁」、これは本当に職場でも大変なこととして、先ほど、英語のできない日本人というお話がございましたけれど、例えば、「赤いランプがついたら、ここのボタンを押しなさいね」を「ランプ、レッド、プッシュ、ボタン」みたいな片言の単語で上司が指示をしている状態も見てまして、恥ずかしいなと思ったこともありました。やはり、雇う方も働く方も、24時間楽しくできるような宮城であればいいなと思っておりますので、これからの施策を大変楽しみにしていますし、これを基に我が社としても、たくさんの若い方たちに働いていただければと思います。

■平賀委員

お疲れ様でございます。私は、小売業をやっておりますので、商店でも、すごく外国の方が増えているなと思っている次第なんですけども、先ほどから話に出ています生活などの困りごとなど、相談窓口の電話連絡先はどこなのでしょう。外国人技能実習生イベントの配布資料にいろいろと連絡先が書いてありますが、きちっと上の方に大きく、何か困ったことがあったらここに連絡して下さいというのを常に一番上に書いて、そういうことをやったらいいと思うんですね。私自身も今、お話を聞いていて、どこに電話したらいいのかということをおもいましたので、連絡の窓口をもっと明確にしていれば、

ちょっと困った時に、事業者も相談できるのではないかと思います。

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

どうもありがとうございます。なかなかちょっと気づけなかったところでしたが、そう言われてみますと、いろいろ当課から出すチラシのようなものにも、相談の連絡先を入れることで違うんだなと思いました。ちなみに、今日お配りした資料の中では、共催の塩竈市の後に記載がある「公益財団法人宮城県国際化協会」というのがございまして、ここが相談を請け負っているところでございます。また、当課のホームページでも見えるようにしたり、ハンドブックとか、様々な形で皆様にお配りするものの中には全部入れているんですけども、なお今日のお話を参考にさせていただいて、何かやるごとに露出しなければいけないと思いました。ありがとうございます。

■高橋（知）委員

宿泊業の中で、外国人のお客様が宮城でも増えてきているというのを肌で感じながら、私どものエリアでは、日本のお客様のお声として、日本人のお客様が多くてよかった、外国人のお客様が少なくてよかった、というお声が多いのも事実でございまして、日本人のお客様に愛されてこそ海外発信の観光地なのかなとも思っております。平成31年4月に、宿泊業も外国人の方の就労という話も出てくる中で、先ほど、伊勢課長の方からお話がありましたけれど、地域のビジョン、企業のビジョンをしっかりと私どもも固めていかなければ、この皆様のスピードに乗っていけなくなるなどという感想を持ちましたので、日本人のお客様にも愛されて、外国人のお客様にも愛されて、そして、外国人の方が働きたいと思うような観光地を作っていかなければならないということで、今日はとても身に染みて、それを持ち帰って、地元の方で話をしたいなと思いました。ありがとうございました。

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

今の御意見に対してですけれども、観光課は観光課として観光施策をやりますが、国際企画課としては、今年度から新規の事業といたしまして、欧米豪（ヨーロッパ・アメリカ・オーストラリア）からの観光客を、特に力を入れて呼び込むというような新しい事業を展開しております。欧米豪とアジアの観光客の違いというのは、欧米豪の方は、農泊とか民泊とか、1つのところに長く滞在する傾向がございまして、あまり日本人ほど言語を気にしないところがあるんですね。見ても分かると思いますが、1人とか2人で放浪するような感じで、結構お金持ちであったり、個人的に旅行することが普通なのが欧米の方でございまして。例えば、旅館などでフォークやナイフを出す必要はなく、日本のテイストを日本人と同じように経験したいというのが欧米の方々でございまして。ですので、普段のままで、日本人を受け入れるのと同じような気持ちでやっていただいた方が、欧米の方には大変喜ばれると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

■高橋（知）委員

そのためにも、今の日本人のスタッフの教育に力を入れてまいりたいと思います。ありがとうございます。

■内田会長

大変有意義な意見ありがとうございます。そろそろ時間でございますので、まだ御意見がおありかもしれませんが、ある方は、事務局の方に直接お願いいたします。それでは、以上を持ちまして、本日の議事を終了させていただきます。それでは、事務局に進行をお返しします。

4 その他

■富県宮城推進室 狩野副参事

内田会長様、ありがとうございました。それでは、次第の4「その他」でございます。事務局からは特にございませんが、全体を通して、皆様から何かありますでしょうか。

■平賀委員

ちなみに先ほどの話ですが、どこに、何番に電話したらよいですか。皆さんにも知っていただいていた方がいいと思いましたので。

■雇用対策課 伊勢課長

「022-275-3796」が、宮城県国際化協会の番号です。一元的に、外国人の方のいろいろな困りごとを受けて、労働問題だったら労働局とか、そういったところに必要なことも繋げます。

■経済商工観光部国際企画課 成田参事兼課長

みやぎ外国人相談センターの相談専用ダイヤルが、「022-275-9990」になります。配偶者が外国人であった場合の日本人の相談にも応じております。月曜日から金曜日までの、午前9時から午後5時まで稼働しておりまして、対応言語は9カ国語で、中国語やネパール語、インドネシア語、ベトナム語など広く対応しておりますので、ぜひ御活用いただければと思います。

5 閉会

■富県宮城推進室 狩野副参事

そのほか、何か特にございますでしょうか。特にないようでございますので、以上を持ちまして、第41回宮城県産業振興審議会を閉会させていただきます。皆様、本日は、御協力誠にありがとうございました。

以上